

高松市自治会集会所改修等補助規程

(目的)

第1条 この規程は、自治会が自治会集会所（以下「集会所」という。）の改修又は増築（以下「改修等」という。）の工事を施工する場合に必要な経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、集会所の機能を増進し、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 団地や町内などを単位として結成された最も身近な自治組織で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定による市長の認可を受けたものをいう。
- (2) 改修 集会所の維持管理上必要と認められる改造又は修繕をいう。
- (3) 増築 既存の集会所（既存の建物の所有権を取得した後に当該建物を集会所とする場合を含む。）の床面積を増加させて建築することをいう。
- (4) 安全設備の整備 高齢者、身体障害者等が集会所を安全に利用するための設備を集会所内に設置することをいう。
- (5) 浄化槽の整備 本市の区域のうち市長が指定する区域に存する集会所に新たに合併処理浄化槽を設置することをいう。

(補助事業)

第3条 この規程による補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、集会所の改修等であって、次に掲げる全ての要件（改修の場合にあっては第1号を除く。）に該当するものと

する。ただし、全ての要件に該当しないことについて市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 増築の場合は、補助事業の実施後、その集会所の延べ面積が9.917平方メートル以上となること。

(2) 集会所は、自治会がその所有権を有し、その主な用途は当該自治会の活動のために使用することであること。

(3) 集会所の敷地については、その使用する権利を当該自治会が有するものであること。

(4) 国、県等から当該集会所の改修等又は新築（新たに集会所を建築（集会所の用に供していた既存の建物の全部を解体撤去し、新たに建築する場合を含む。）し、又は既存の建物を集会所の用に供するために購入（購入後に集会所として改造する場合を含む。）することをいう。）に係る補助を受けていないこと（予定を含む。）。

(5) 補助事業の総額は50万円以上であること。

(6) 一の改修等の工事を分割して補助金の交付申請をしているものでないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、集会所の改修等を予定している自治会とする。

（補助対象経費）

第5条 この規程による補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、集会所の用に供する建物の改修等の工事に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、改修及び増築それぞれにおいて200万円（安全設備の整備を行う場合にあっては200万円に当該整備に

要した額（その額が100万円を超える場合は、100万円）を、浄化槽の整備を行う場合にあっては200万円に当該整備に要した額（その額が100万円を超える場合は、100万円）をそれぞれ加えた額とする。）を補助対象経費の限度額として、当該補助対象経費に50パーセント以内で市長が定める率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたものをいう。）により被害を受けた集会所を復旧するために改修の工事を施工した場合（被害を受けた日から1年以内に当該改修の工事に着手したものに限る。）における前項の規定の適用については、同項中「50パーセント以内」とあるのは「50パーセント以内（ただし、改修の場合は75パーセント以内）」とする。この場合において、第3条第5号の規定は、適用しない。

（財産の処分の制限）

第7条 補助金の交付を受けた自治会（以下「補助事業者」という。）は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、次の各号に掲げる集会所の整備の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過するまで、補助金の交付の目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

- （1） 改修 10年（ただし、当該集会所が過去にこの規程による改修等に係る補助を受けており、その処分の制限がかかる年数の残年数が10年よりも長い場合は、当該残年数）
- （2） 増築 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に掲げる建物の耐用年数

2 市長は、前項ただし書の規定により、補助事業者が取得財産等について処分をした場合において、補助事業者に収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させるものとする。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(取得財産等の整理)

第8条 補助事業者は、取得財産等を取得し、又は取得財産等の効用が増加した時期、取得財産等の所在地及び価格並びに取得財産等に係る補助金の状況を明らかにするため、必要な帳簿を備えておかなければならない。

(交付手続等)

第9条 補助金の交付手続等に必要な事項については、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）の規定を適用する。この場合において、同規則第3条の規定による申請をしようとする者は、市長が別に指定する日までに、別に定める様式に係る書類を添えてその旨を市長に対し申し出て、市長と協議をしなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月27日規程第10号）

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月28日規程第3号）

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年2月1日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月25日規程第2号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年1月5日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の高松市自治会集会所新築等補助規程の規定は、昭和62年10月17日から適用する。

附 則（平成元年3月29日規程第8号）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月25日規程第6号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月27日規程第8号）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日規程第8号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月26日規程第6号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月29日規程第7号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 25 日 規程 第 3 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 20 日 規程 第 13 号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の高松市自治会集会所新築等補助規程の規定は、平成 16 年 8 月 30 日から適用する。

附 則（平成 17 年 3 月 24 日 規程 第 1 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日 規程 第 7 号）

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 9 条の規定による市長に対する申出、市長との協議その他平成 29 年度以降の補助金の交付のために必要な準備行為は、この規程の施行前においても行うことができる。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 規程 第 4 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日 規程 第 3 号）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度までに改正前の高松市自治会集会所新築等補助規程第 9 条において適用する高松市補助金等交付規則の規定により同規程の規定に基づく補助金の交付の決定の通知又は補助金の交付を受けた者及び令和 3 年度において同条後段の規定により補助金の交付の申請をしようとする旨を市長に申し出て市長とその協議が調った者に係る改正後の高松市自治会集会所改修

等補助規程の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同規程第7条第1項第1号中「この規程」とあるのは「改正前の高松市自治会集会所新築等補助規程」と、「改修等」とあるのは「新築等」とする。